



島原労働基準監督署発表  
令和5年 2月20日(月)

令和5年2月20日

【照会先】

島原労働基準監督署

署 長 内山 昭宣

監督・安衛課長 大石 康博

○ 労働基準監督官 黒田 大樹

電話 0957-62-5145

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～労働者死傷病報告を遅滞なく提出しなかった疑い～

島原労働基準監督署(署長 <sup>うちやま</sup> 内山 <sup>あきのぶ</sup> 昭宣)は、本日、個人事業主 A を、労働安全衛生法違反の容疑で、長崎地方検察庁島原区検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

個人事業主 A は、令和3年12月17日、個人から請け負った民家の解体工事において、A が重機を使用してダンプ車の荷台に角材を乗せる際に、当該ダンプ車の荷台の縁に手を置いていた労働者の右手に角材があたり負傷し、4日以上休業したにもかかわらず、島原労働基準監督署長に対し遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかった疑い。

### 1 被疑者

(1) 個人事業主 A (男性、67歳)

所在地：長崎県南島原市北有馬町

事業内容：解体工事を行う建設業

### 2 違反条文

労働安全衛生法違反

同法 第100条第1項(報告等)

労働安全衛生規則第97条第1項(労働者死傷病報告)

同法 第120条第5号(罰則)

### 3 被疑内容

労働安全衛生法では、事業者は、労働者が労働災害により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなければ

ならないことが規定されていますが、災害発生後、労働者死傷病報告が遅滞なく提出されていなかった疑いがあるものです。

#### 4 その他

労働者死傷病報告が遅滞なく提出しなかった労働安全衛生法違反について、長崎労働局管内の労働基準監督署では過去5年間で8事業者を書類送検しています。

労働安全衛生法が、労働者の業務上の負傷について事業者に対して所轄の労働基準監督署長への報告を義務付けているのは、事業者において労働災害の発生原因等を把握し、同種災害の再発防止対策を確立させることはもとより、労働基準行政においても労働災害の発生状況を正確に把握し、的確な労働災害防止対策を推進するためのものです。

そうした中で、労働災害の発生事実が隠蔽されることは、労働災害防止対策の的確な推進を揺るがすものであり、そのような事案の排除を徹底する必要があります。

このため、島原労働基準監督署は、今後も今回と同様な事案を発生させた事業者に対しては厳正に対処していく方針です。

(参考)

#### 労働安全衛生法

**第百条** 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(第2項、第3項 略)

**第二百十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

(1～4号は省略)

#### 労働安全衛生規則第97条第1項

**第九十七条** 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。